

様式第十二号の九(第四十八条の十九関係)

(表 面)

キャリアコンサルタント登録証			
氏名		生年月日 年 月 日生	
職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条の19の登録を受けたキャリアコンサルタントであることを証明する。			
登録番号			
登録年月日			
有効期間満了年月日			
厚生労働大臣		印	
指定登録機関代表者			

(裏 面)

(備考)		
1	登録証を滅失し、又は損傷したときは、	厚生労働大臣 指定登録機関代表者 に再交付を申請できる。(職業能力開発促進法施行規則第48条の21)
2	氏名若しくは住所、勤務地又は勤務先に変更があったときは、	厚生労働大臣 指定登録機関代表者 に登録の変更を申請するとともに、その変更の結果この登録証の記載事項の訂正を要するときは、申請書に添付して提出すること。(同規則第48条の20)
3	この登録証は、他人に貸与したり、譲渡してはならない。	
4	有効期間の経過等により登録を削除されたときは、遅滞なく、この登録証を返納すること。	

備考 用紙の大きさは、長さ54ミリメートル、幅86ミリメートルとする。